

大和市教育委員会 5 月定例会

日 時 平成 22 年 5 月 19 日

午前 10 時 00 分

場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会 議 時 間 の 決 定
- 3 前 会 会 議 録 の 承 認
- 4 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 事

日程第 1 (議案第 21 号) 大和市スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例について

日程第 2 (議案第 22 号) 大和市下鶴間ふるさと館条例の一部改正について (諮問)

日程第 3 (議案第 23 号) 大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について

日程第 4 (議案第 24 号) 大和市社会教育委員の委嘱について

日程第 5 (議案第 25 号) 大和市教科用図書採択検討委員会方針について

日程第 6 (議案第 26 号) 平成 22 年度大和市奨学生の決定について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 21 号

大和市スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例について

大和市スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例の制定にあたり、大和市スポーツ振興審議会より答申を受けたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 22 年 5 月 19 日提出


大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

平成22年 5月 7日

大和市教育委員会 殿

大和市スポーツ振興審議会
会長 廣瀬 秀夫



大和市スポーツ施設設置条例の一部改正について (答申)
(対平成22年5月7日付諮問)

このことについては、次のとおり答申します。

記

市外登録利用者の利用料金及び体育会館の利用時間区分の変更について、適当と認めます。
なお、利用団体等への周知を徹底するよう申し添えます。

以上

大和市スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例

大和市スポーツ施設設置条例（昭和61年大和市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第3、2 個人利用料金の上限額の表区分の欄中「トラック」を「全面」に、同表単位の欄中「正午まで、午後1時から午後5時まで」を「正午前まで、正午から午後3時前まで、午後3時から午後6時前まで」に改める。

別表第3、3 共用利用料金の上限額の表区分の欄中「トラック」を「全面」に改め、同表備考第1項第1号中「団体で」を削り、同表備考第2項中「利用料金は」を「専用利用料金は」に、「利用料金（以下「基本利用料金」という。）」を「専用利用料金」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 本市に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は本市内の事業所等の団体以外がスポーツ施設等を利用する場合 2

別表第3備考第3項中「基本」を「本来支払うべき」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大和市スポーツ施設設置条例（以下この項において「新条例」という。）別表第3に規定する使用料の徴収その他の新条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前に行うことができる。

大和市スポーツ施設設置条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案

現行

別表第3(第19条関係)

別表第3(第19条関係)

2 個人利用料金の上限額

2 個人利用料金の上限額

名称	区分		単位	金額	
大和市大スポーツセンター	体育館	トレーニング室	略	円 大人 200 小人 100 (小、中学生) 未就学者 無料	
		第1体育室			
		第2体育室			
		第3体育室			
		ジョギングコース			
		武道館			第1武道場
					第2武道場
	弓道場				
	競技場	全面	午前9時から午後1時前まで、午後1時から午後5時前まで及び午後5時から午後9時までの区分ごとに	大人 200 小人 100 (小、中学生) 未就学者 無料	
			1会計年度	大人 4,000 小人 2,000 (小、中学生)	
略		略	略		

名称	区分		単位	金額	
大和市大スポーツセンター	体育館	トレーニング室	略	円 大人 200 小人 100 (小、中学生) 未就学者 無料	
		第1体育室			
		第2体育室			
		第3体育室			
		ジョギングコース			
		武道館			第1武道場
					第2武道場
	弓道場				
	競技場	トラック	午前9時から午後1時前まで、午後1時から午後5時前まで及び午後5時から午後9時までの区分ごとに	大人 200 小人 100 (小、中学生) 未就学者 無料	
			1会計年度	大人 4,000 小人 2,000 (小、中学生)	
略		略	略		

3 共用利用料金の上限額

名称	区分		単位	金額
大和市営 大和スポーツセンター	競技場	全面	午前9時から午後1時前まで、午後1時から午後5時前まで及び午後5時から午後9時までの区分ごとに	円 20人未満 1,000 20人以上 2,000

4 (略)

備考

1 略

(1) 専用利用料金 スポーツ施設等を専用して利用することに係る利用料金をいう。

(2)～(5) 略

2 スポーツ施設等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合の専用利用料金は、本来支払うべき専用利用料金にそれぞれ当該各号に掲げる数を乗じて得た額とする。

(1)～(3) 略

(4) 本市に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は本市内の事業所等の団体以外がスポーツ施設等を利用する場合 2

3 利用者が、利用の承認を受けた時間を超過し、又は繰り上げて利用した場合の利用料金は、超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間(1時間に満たない場合については、1時間とみなす。)につき、本来支払うべき利用料金(前項各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定により算出した額)の1時間相当額に100分の125を乗じて得た額(100円未満の端数は、切り捨てる。)とする。

3 共用利用料金の上限額

名称	区分		単位	金額
大和市営 大和スポーツセンター	競技場	トラック	午前9時から午後1時前まで、午後1時から午後5時前まで及び午後5時から午後9時までの区分ごとに	円 20人未満 1,000 20人以上 2,000

4 (略)

備考

1 略

(1) 専用利用料金 スポーツ施設等を団体で専用して利用することに係る利用料金をいう。

(2)～(5) 略

2 スポーツ施設等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合の利用料金は、本来支払うべき利用料金(以下「基本利用料金」という。)にそれぞれ当該各号に掲げる数を乗じて得た額とする。

(1)～(3) 略

3 利用者が、利用の承認を受けた時間を超過し、又は繰り上げて利用した場合の利用料金は、超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間(1時間に満たない場合については、1時間とみなす。)につき、基本利用料金(前項各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定により算出した額)の1時間相当額に100分の125を乗じて得た額(100円未満の端数は、切り捨てる。)とする。

議案第 22 号

大和市下鶴間ふるさと館条例の一部改正について（諮問）

大和市下鶴間ふるさと館条例の一部改正にかかわる大和市文化財保護審議会への諮問について、審議願いたく提案する。

平成 22 年 5 月 19 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

議案第 23 号

大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について

大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について、審議願いたく提案する。

平成 22 年 5 月 19 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

議案第 24 号

大和市社会教育委員の委嘱について

大和市社会教育委員の委嘱について、審議願いたく提案する。

平成 22 年 5 月 19 日提出

大和市教育委員会
教育長 滝 澤 正

議案第 25 号

大和市教科用図書採択検討委員会方針について

大和市教科用図書採択検討委員会方針について、審議願いたく提案する。

平成 22 年 5 月 19 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

大和市教科用図書採択検討委員会方針（案）

大和市教科用図書採択検討委員会（以下「検討委員会」という。）は、平成23年度以降4カ年使用小学校教科用図書について、大和市教育委員会へ採択に必要な資料を報告するにあたっては、次の方針に基づくものとする。

- ・ 神奈川県教育委員会の採択方針に基づくこと
- ・ 検討委員会が設置する調査研究員の報告を資料とすること

議案第 26 号

平成 22 年度大和市奨学生の決定について

奨学生の選考にあたり、大和市奨学生選考審査会より答申を受けたので、平成 22 年度大和市奨学生の決定について、審議願いたく提案する。

平成 22 年 5 月 19 日提出

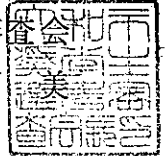
大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

平成22年5月10日

大和市教育委員会 殿

大和市奨学生選考審査会
会長 小菅 菊



平成22年度大和市奨学生選考について（答申）
（対平成22年4月26日付諮問）

このことについて、大和市奨学生選考審査会（平成22年5月10日）
において審査した結果、平成22年度大和市奨学生及び補欠奨学生とし
て別紙名簿に登載された者を適当と認めます。

大和市立小・中学校の学校評議員委嘱状況

大和市教育委員会 指導室

		小学校 (19校)		中学校 (9校)	
評議員数 (一校平均)		110人 (5.8人)		44人 (4.9人)	
男性 : 女性 (人) (%)		69人	41人	30人	14人
		62.7%	37.3%	68.2%	31.8%
出身母体	地域の有識者等	9人	8.2%	6人	13.6%
	自治会関係者	23人	20.9%	4人	9.1%
	企業・商工農団体関係者	1人	0.9%	1人	2.3%
	青少年団体・福祉団体等	39人	35.5%	18人	40.9%
	文化・スポーツ団体関係	10人	9.1%	1人	2.3%
	P T A関係者	24人	21.8%	13人	29.5%
	幼稚園保育園関係	4人	3.6%	1人	2.3%

(出身母体が複数の場合は、代表的なものを1つ取り上げました。)

□ 兼任 (5名)

- ①・・・渋谷小 ・渋谷中
- ②・・・下福田小 ・下福田中
- ③・・・柳橋小 ・引地台中
- ④・・・中央林間小・つきみ野中
- ⑤・・・林間小 ・鶴間中

(参考) 学校教育法施行規則

第49条 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

第79条 第41条から第49条まで(略)の規定は、中学校に準用する。(以下、略)